

事業主の皆様へ

算 定 基 礎 届 と

労 働 保 険 の 年 度 更 新 の

お 知 ら せ

各種保険の適用を受けている事業所は原則として、ともに毎年7月10日を期限として

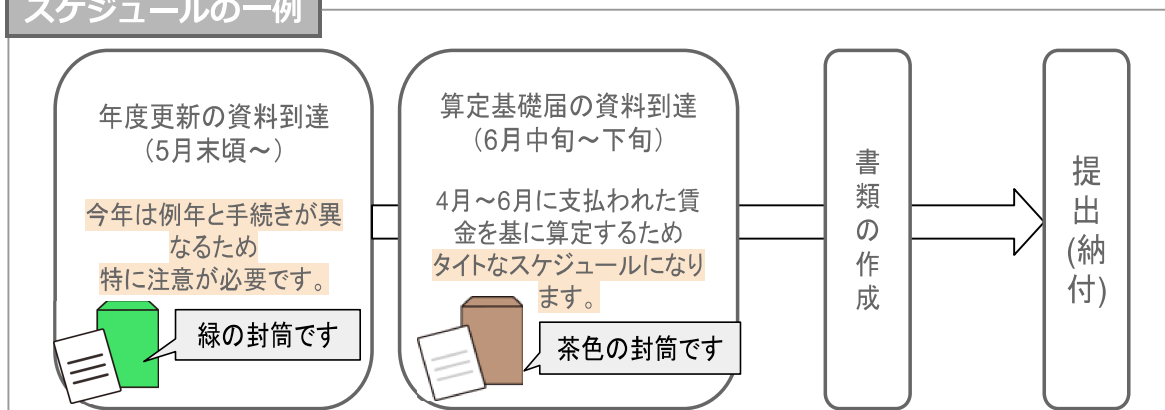
◇算定基礎届 ... 社会保険料（健康保険、厚生年金）の、毎年の定時決定のための届出書類。

◆労働保険の年度更新と納付 ... 労災保険、雇用保険の集計・納付を行うための手続き書類。
を行わなければなりません。お手続きが正しく出来ていない又は手続きをしていない場合は **保険給付や各種助成金を受けられない・延滞金の請求や差し押さえされる**などの不都合が生じる可能性があります!!

今年の提出期限は・・・ **7 月 10 日 月 曜 日** です!!

※期限はしっかりまもりましょう！お支払いは一定要件を満たすことで分割にできることもあります！

スケジュールの一例



弊所では！！！！

そんな事業主の皆様へ代わって手続きの代行サービスを提供しております！

- ★有資格者によるチェック・申請・事後対応！（各種機関からのお問い合わせにも対応！）
- ★やり取りはチャット等デジタルツールを使用するのでお打ち合わせのお時間の確保が難しい方も大丈夫！
- ★費用については事前にお打ち合わせのうえ、見積額をご案内させていただきます！
- ★ご不明な点があれば身近な例を基にご納得いただけるようなわかりやすい説明を心掛けてますので安心！

当事務所に
お任せあれ！

★料金はこちら★

年度更新のみ

22,000円

算定基礎届のみ

22,000円

両手続きセットならお得！

35,000円

※すべて税込価格。一度お客様のご事情をお伺いした上で最終的な金額をご提示致します。



フジハラ税理士社労士事務所

270-2253

千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネパレス松戸第22-201